

林業公社の成り立ち

国の政策

昭和の前半は、戦中・戦後の木材需要の急増に伴い、森林伐採が拡大しました。

このため、国は「拡大造林政策」を推進しました。

◆「拡大造林」とは

主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地にスギ・ヒノキなどの針葉樹を植えること。

大規模伐採により荒廃した森林



公益社団法人 国土緑化推進機構より提供

新植作業



国は、拡大造林政策を進めるため、昭和33年に「分収林特別措置法」を制定しました。法律制定後、全国38都道府県に44公社が設立され、分収方式による人工造林が始まりました。

なお、島根県造林公社(設立当初の名称)は、昭和40年に設立されました。

【社団法人島根県造林公社 設立趣意書】

1. 島根県の林野概況(省略)

2. 造林事業推進の経緯と現況

(前略)

昭和36年度に造林による農山村経済振興を強く指向した島根県総合振興10カ年計画を樹立するとともに、国と呼応して造林長期計画を策定し、これが実施をおしすすめた。このため昭和36・37年の1両年の造林はきわめて順調な進展がなされたかにみえたが、この頃から見られはじめた農山漁村からのなだれ的な都市への労働力の流出は次第に激しさを加え、労働力の減少、労賃の高騰、或いは累積する造林地手入れの先行見通しが困難であること、資金不足もしくは潤かつ等から造林は次第に頭打ちの状態から下降傾向をたどることを余儀なくされてきた。

このような造林事業の不振と薪炭需要の減退は、農山村地域経済の立場からみるときは、ただでさえ、就労機会に恵まれない地域住民から現金収入の道を閉ざすものであり、このことが更に一層都市への労働力の流動を促進し、これら地域における農林業就労者の不足現象に拍車をかけることとなり、悪循環を繰り返す結果をもたらした。

3. 造林公社の設立

(前略)

この公社の設立により、地域経済を将来にわたり潤すであろう造林地が造成されることはもちろん、この間にあって造成に要する公社資金の大部は現金収入として地元住民の生活の糧となるばかりでなく、そこに新たな就労機会を与えることにより、ひいては農林業就労者を農山村に引き止める作用として働くことも期待され、このことを通じて農林業振興に寄与することができるといえよう。

このように造林公社により恵まれない農山村地域が受ける利益は計り知れないものがあると考えられる。ここに県、市町村及び県森林組合連合会等が協力して組織する「社団法人島根県造林公社」を設立しようとするものである。

昭和40年3月

社団法人島根県造林公社 設立代表者 島根県知事 田部長右衛門